計算書類に対する注記 (本部拠点区分)

- 1. 重要な会計方針
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法 該当なし
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに器具及び備品-該当なし
 - ・リース資産-該当なし
 - (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金 該当なし
 - ・賞与引当金 該当なし
- 2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

該当なし

4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点において作成する計算書類は以下のとおりになっている。 (1)本部拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保にしている資産

該当なし

8. 固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし

9. 債権額、徴収不能手当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の 状態を明らかにするために必要な事項

該当なし